

年 月 日	争議発生 四月十七日		争議解決 四月二十日(罷業三ヶ月)	争議発生 の動機又 ハ誘因	要 求	條 項 ノ
	争議発生 の動機又 ハ誘因	争議解決 の動機又 ハ誘因				
争議発生 の動機又 ハ誘因	争議解決 の動機又 ハ誘因	争議発生 の動機又 ハ誘因	争議解決 の動機又 ハ誘因	争議発生 の動機又 ハ誘因	要 求	條 項 ノ
争議発生 の動機又 ハ誘因	争議解決 の動機又 ハ誘因	争議発生 の動機又 ハ誘因	争議解決 の動機又 ハ誘因	争議発生 の動機又 ハ誘因	要 求	條 項 ノ

備 考	解 決 要 項	要 点
久留米合同労働組合	調停者ノ不在ナリ當事者双方ノ協議ニヨリ嘆願書中第一二三四七八一〇ノ項承認	九、部数制度ナルカ故ニ軒ニ何部入レル共部数分ハ支給スルコト 一、此ノ事件ニ於テ犧牲者ヲ出ササルコト 二、食物ヲ良クスルコト
九州合同労働組合系	本件事業主酒見ヨリ九州日報久留米支局長松崎武雄ニ對シ本月十八日調停方ヲ依頼シタルモ午後ニ至リ何等ノ効シ又委セス消滅トナレリ	調停者ノ不在ナリ當事者双方ノ協議ニヨリ嘆願書中第一二三四七八一〇ノ項承認
久留米合同労働組合	事業主ニ於テハ大木カ煽動シタル事ヲ知り直チニ解雇セリ	一、此ノ事件ニ於テ犧牲者ヲ出ササルコト 二、食物ヲ良クスルコト

争議発生ノ
事業場名
久留米市徳平町
酒見新聞取次店
生産品ノ種類
九月新聞取次販賣

労働者総数
男
女
計
争議参加
員
男
女
計

争議発生
年月日
四月十七日
争議解決
年月日
四月二十日(罷業三ヶ月)

本争議主謀者ハ大木九郎ニテ不良性ヲ帯ヒ一定ノ住居又ハ正業ナク各地ヲ徘徊シ争議前日タル四月十九日同店ニ入込ミタルモノニシテ他配達夫ヲ煽動シテ本争議ニ出テタルモノナリ

一、拡張料ハ理由、如何ニ不拘一部十五ヶヲ支給スルコト
二、配達集金ノ際ハ集金ノ如何ニ不拘一部十五ヶヲ支給スルコト
三、他ノ區域ヲ集金ノ時ハ一區ニ對シ五ヶヲ支給スルコト
四、部外料ハ月ニ出無ノ如何ニ不拘月五十ヶヲ支給スルコト
五、家事ノ手傳ハ手當ヲ支給スルコト
六、金元氏ハ当店ノ空氣ヲ乱ス者ナレバ直チニ退職サセルコト
七、此後店ノ都合ニ依テ解職ノ際ハ一月分ノ給料ヲ手當トシテ支給スルコト
八、折込料ハ店ニ割店員七割ヲ支給スルコト